

【家庭数配付】

令和 6 年 4 月

保護者 様

川崎市立金程小学校
校長 芦刈 竜哉

地震発生時の児童の安全確保について（お知らせ）

日ごろから、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置については次の通りとなっています。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

< 臨時休業 >

川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一斉に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。（登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては学校でお預かりします。その後、保護者に引き渡します。）

また、発生した日が休日、休前日（たとえば金曜日）の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき（夏季休業中や振替休日など）は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

< 児童の下校 >

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域（麻生区とは限りません）に、震度 5 強以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。

なお、本校の場合は学校の立地や地域の状況等を踏まえて、お子さんの安全確保と確実な引き渡しのために、さらに次のような措置を図りますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

1. メール配信を致しますが、通じにくい場合も想定されますので、配信が届かなくても引き取りをお願いいたします。
2. 登下校中に災害発生の場合は、原則として予め各ご家庭で決めた約束事に従ってお子さんが行動できるように確認をお願いします。（迷った時は学校に向かわせてください。）
3. 学校が臨時休業した場合は、原則として「わくわくプラザ」も臨時休室となります。
4. このお知らせは、本校ホームページにも載せてあります。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、教頭（Tel 9 6 6-5 5 0 6）まで御相談ください。